

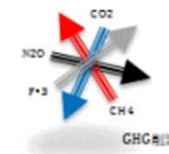
需要家主導による太陽光発電 導入促進補助金 基礎講座

2022年12月7日

- ★経済産業省：省エネルギー相談地域プラットフォーム
(9割国庫負担)
- ★環境省：脱炭素化取組推進事業
(SHIFT事業・支援機関・5割国庫負担)
- ★補助金申請支援
(現地調査・診断書作成・申請・入札支援等)
- ★経済産業省：ZEBプランナー登録
- ★登録エネマネ事業者



【おきなわSDGsパートナー登録】



一般社団法人
沖縄CO2削減推進協議会
Okinawa CO2 Reduction Promotion Conference

プログラム

1-2.事業目的

1-3.予算額

1-4.補助対象事業

1-5.補助事業者

1-6.補助対象事業の要件

1-7.補助率

1-8.補助対象経費

1-9.補助対象期間

1-10.事業スケジュール

1、事業概要

1-2.事業目的

2030年の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、需要家が発電事業者と連携すること等により行う設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、こうしたモデルの普及を図り、再生エネの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。

1-3.予算額(経済産業省)

令和3年補正予算135億円・令和4年125億円・令和4補正**225億円**、令和5年予定**165億円**。

1-4.補助対象事業

①再エネ特措法の**FIT、FIP**や電気事業法の**自己託送**ではないこと(リース、住宅集合住宅屋根敷地対象外)

②事業イメージ

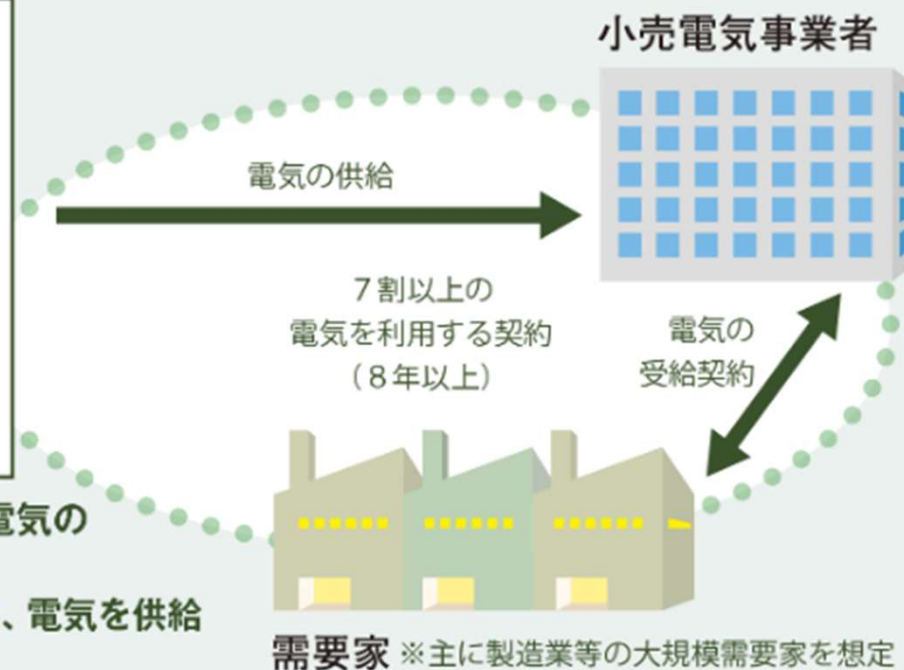
発電事業者（設備の所有者）※補助対象事業者



- ① 再エネの利用を希望する需要家が、発電事業者と長期間の電気の利用契約等を締結※1
- ② 発電事業者は①の契約に基づき、太陽光発電設備の設置を行い、電気を供給
- ③ 太陽光発電設備の設置費用を補助※2

※1 実際の契約は小売電気事業者を介するものとなる。

※2 対象設備は FIT/FIP 制度及び自己託送を活用しないものに限る。



1-5.補助事業者

- ①国内において事業活動を営んでいる一の法人であること**
- ②直近の年度決算において債務超過でないこと**
- ③対象設備の所有者であり継続使用すること**
- ④公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと**
- ⑤暴力団又は暴力団員と関係がある者でないこと**
- ⑥政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと**

1-6.補助対象事業の要件

①配電事業者に対し、高圧以上の系統連系の接続検討申込済み、低圧は系統連系申込を完了し、未回答でも良い

②原則として令和 5 (2023) 年 3 月 24 日
までに運転開始

③新設される **2MW以上**の設備 であり、補助対象経費の単価が **25 万円/kW** (AC ベース) 未満 であること

$$\text{補助対象経費の単価 (万円/kW)} = \frac{\text{設計費} + \text{設備購入費} + \text{土地造成費} + \text{工事費} + \text{接続費 (円)}}{\text{補助対象設備の定格出力 (kW) (※35)}}$$

④調達に関する遅延等が見込まれる場合は、来年 2 月 29 日
までに運転開始 するものも可とする

⑤需要家が **8 年**以上にわたって、補助設備による発電量の **7 割**以上に 相当する量 の電気を利用する契約とすること

⑥発電開始から15年以上の土地利用確保

- ⑦電力小売り事業者は1社に限る(需要家は複数OK)
- ⑧事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること
- ⑨1 地点当たりの設備容量が **30kW** (AC ベース) 以上かつ、1 地点当たりの**平均設備容量が 50kW**(AC ベース)以上
- ⑩積載率(太陽電池の出力/パワコンの出力)は **194%以下**

1-7.補助率

- ①自治体連携型は**2/3補助**
 - ・地方公共団体が所有する土地に補助設備を設置すること
 - ・地方公共団体が資本金の過半を出資し、当該自治体内の需要家(民間企業等)となること
- ②その他は**1/2補助**

1-8.補助対象経費

- ①設計費、設備購入費、土地造成費(土地購入費や賃借費など)、工事費(柵堀工事購入費含む)、接続費(工事費負担金)**
- ②リース・レンタルに要する経費、中古品は補助対象外**
- ③グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は原則として認めない**
- ④、自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること**
- ⑤工事費負担金についてのみ、昨年 12 月 24 日以降に工事費負担金契約がなされたものについて補助対象経費として認めるものとする**

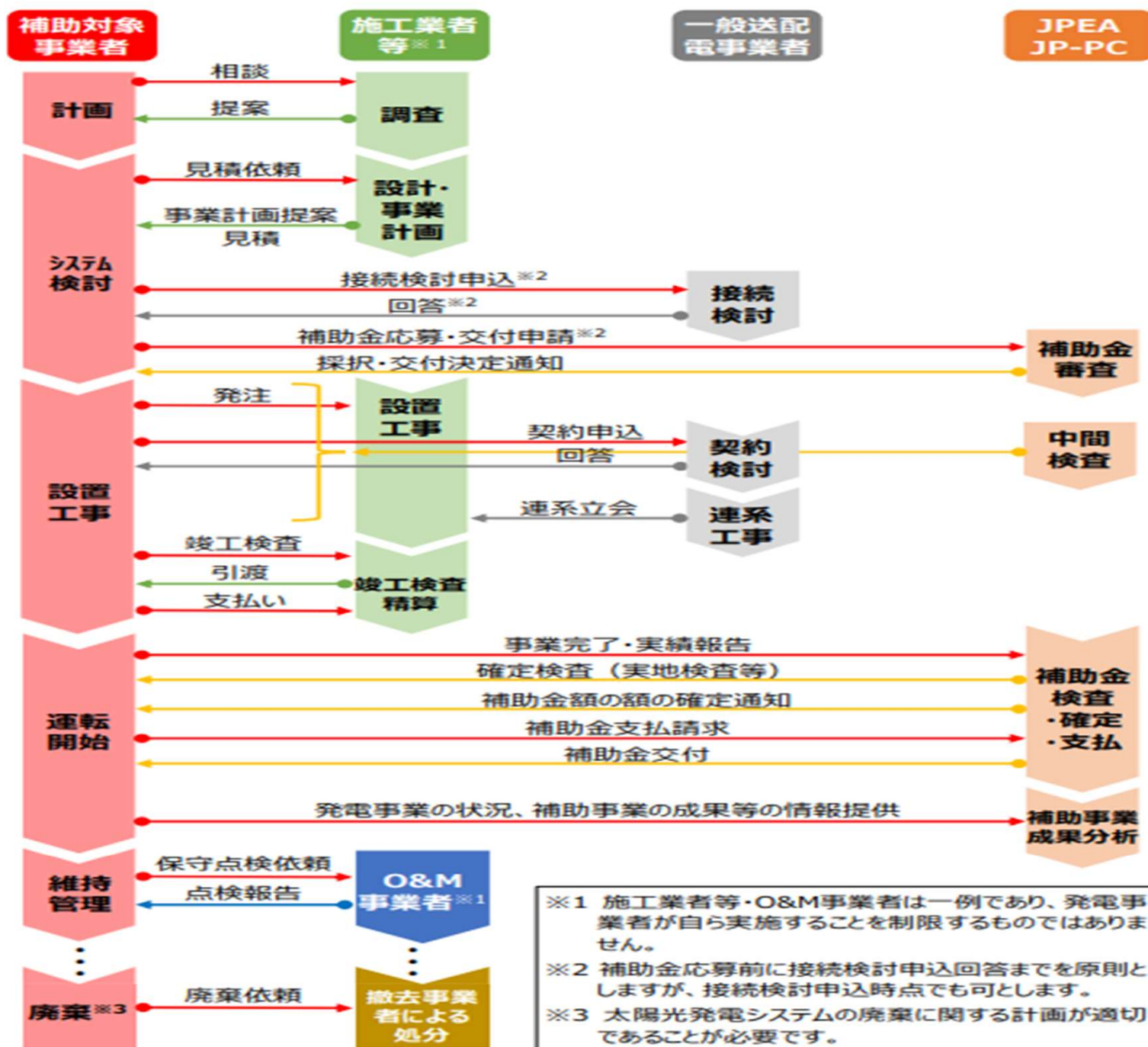
1-9.補助対象期間

- ①交付決定日を事業開始日とします**

②発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効とする

1-10.事業スケジュール





上記は原則としてのスケジュールを記載したものであり、詳細は公募要領の各項目に定める手続き等を参照の上、実施すること。

ご清聴ありがとうございました